

第2次芦屋市文化振興基本計画（平成29～33年度）の骨子（案1）

1 計画の位置づけ

この計画は、第4次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化施策の方向性を包括的に示すものです。

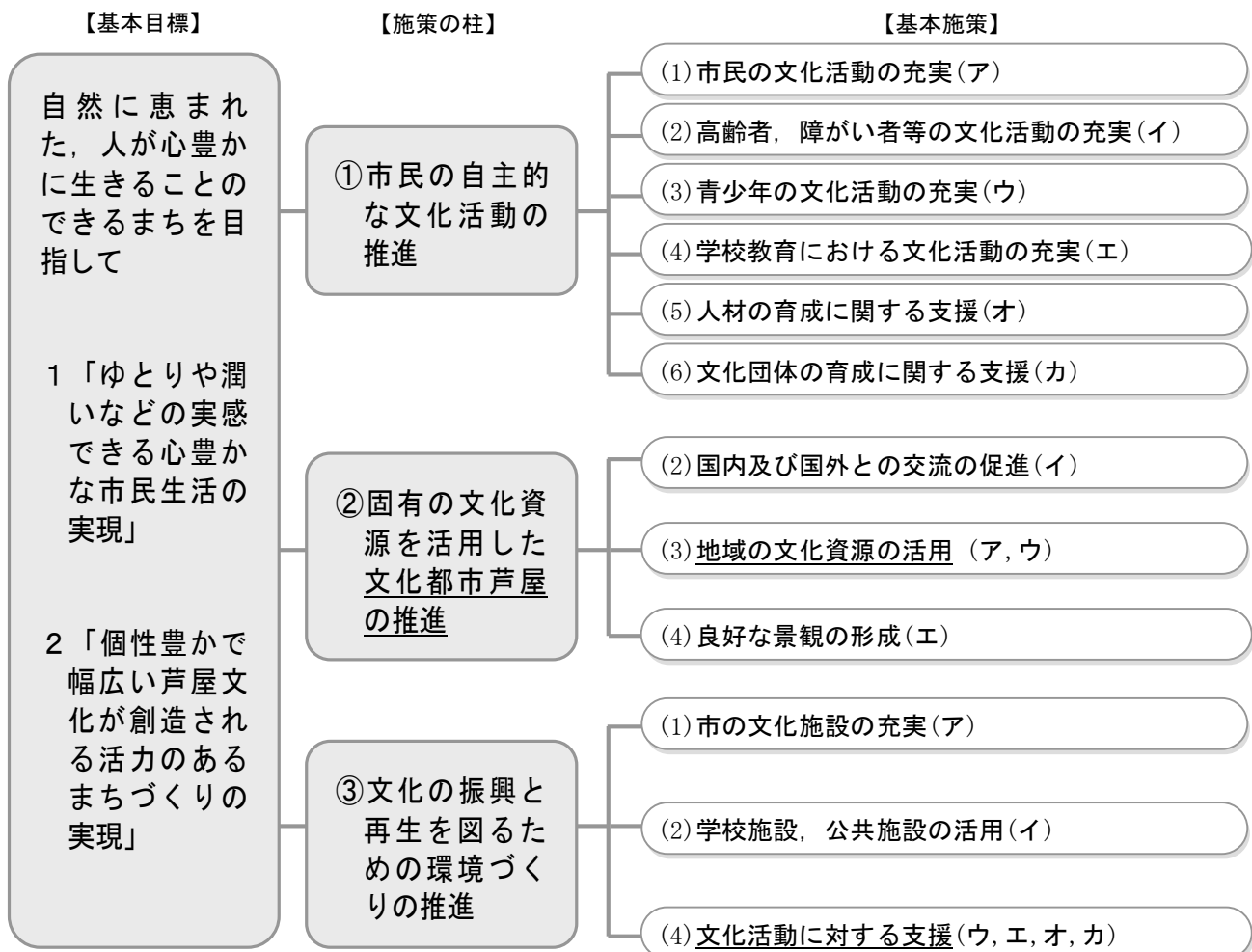
芦屋市文化基本条例で文化の振興に当たっての基本理念を定めています。

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

2 第2期芦屋市文化振興基本計画で強調した視点とキーワード

- ① 広い視点で芦屋文化の魅力を再発見する【地方創生】
- ② 芦屋文化に関する情報発信を充実する【情報発信】
- ③ 子どもや若者を対象とした文化振興を展開する【次世代継承】

3 計画の体系



※基本施策の文末の（ ）は、現計画の施策体系

第2次芦屋市文化振興基本計画（平成29～33年度）の骨子（案2）

1 計画の位置づけ

この計画は、第4次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化施策の方向性を包括的に示すものです。

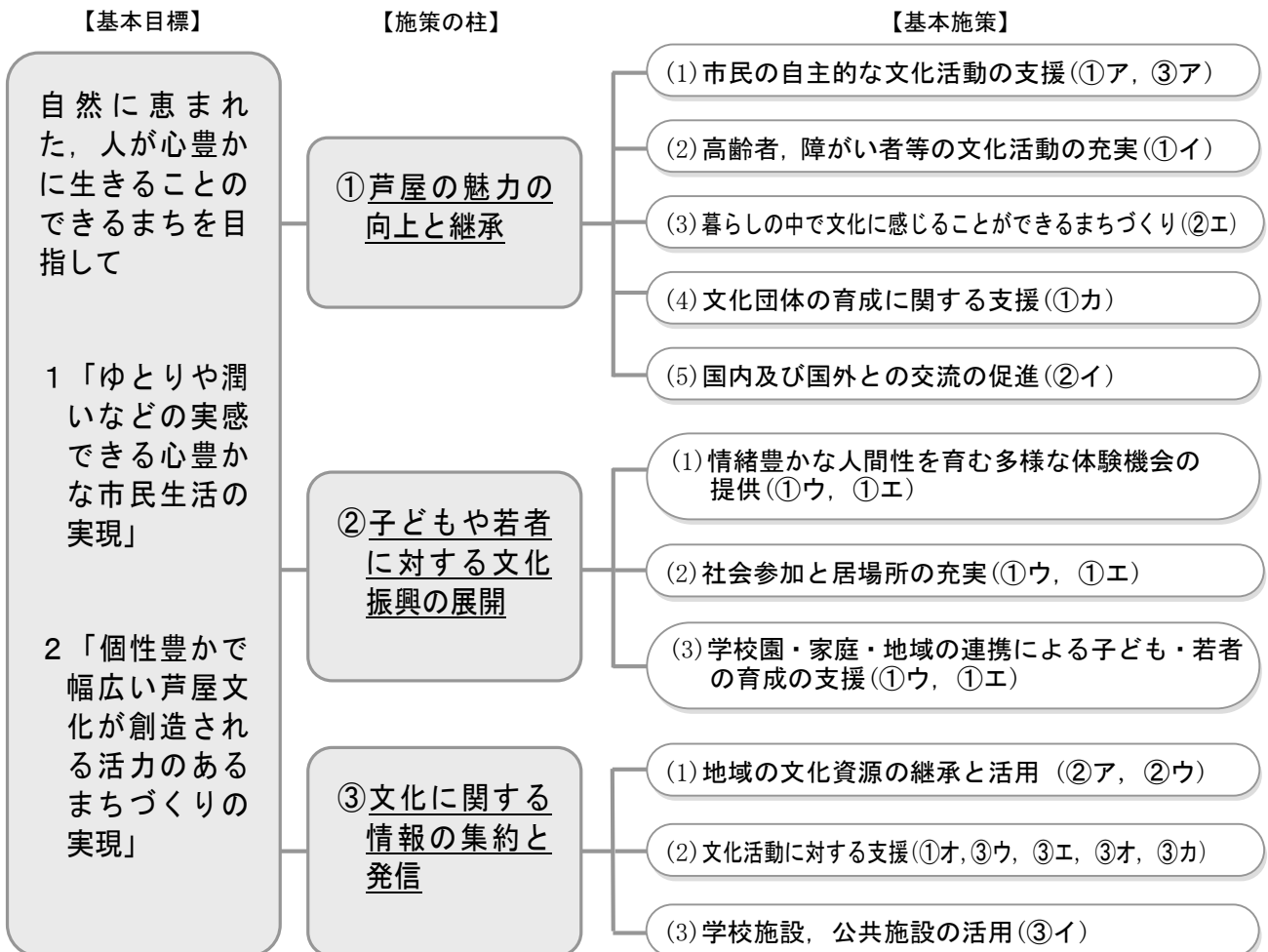
芦屋市文化基本条例で文化の振興に当たっての基本理念を定めています。

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

2 第2期芦屋市文化振興基本計画で強調した視点とキーワード

- ① 広い視点で芦屋文化の魅力を再発見する【地方創生】
- ② 芦屋文化に関する情報発信を充実する【情報発信】
- ③ 子どもや若者を対象とした文化振興を展開する【次世代継承】

3 計画の体系



※基本施策の文末の（ ）は、現計画の施策体系